第８回修善寺町外３町合併協議会会議録

○山本事務局長

皆さん、こんにちは。開会に先だちまして、資料の確認をさせていただきます。資料につきましては、お渡ししてございますように、１部でございます。協議の１６号につきましては３回目、３１号と３２号につきましては前回の資料を活用させていただきます。

それでは、お忙しい中を合併協議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。開会に先立ちまして、当協議会の新委員さんをご紹介いたします。土肥町の勝呂宗夫様、鈴木・一様、恐縮ですが、その場でご起立をいただきたいと思います。

勝呂宗夫様は、昨日行われました土肥町の臨時議会におきまして新たに議長に選出されました。これに伴いまして、協議会規約に基づきまして、３号から２号委員になられたものでございます。

それから鈴木・一様におかれましては、町議会議員といたしまして、新たに３号委員に就任をされました。

お二人につきましては、先ほど委嘱状をお渡ししてございます。なお、前委員の鈴木久之様には、ご苦労様でございました。

それでは定刻となりましたので、開会をさせていただきます。最初に会長挨拶、大城会長、お願いいたします。

○大城会長

皆さん、こんにちは。本日は第８回修善寺町外３町合併協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。前々回、４月２日だったと思いますけれど、花が咲いておりました。もう青葉の季節になりました。昨日は立夏ということで、暦の上では、もう夏でございます。時のたつのは早いなと「無常迅速時人を待たず」という言葉を思い出しました。

ゴールデンウィークの連休が終わりました。その前の４月２７日、統一地方選挙の後半戦がありまして、土肥町さんは新しい体制が決まりました。そして新しい協議会委員さんが決まったわけでございます。よろしくお願いしたいと思います。

だんだん、残された時間が少なくなってまいりました。大仁町、戸田村も選挙がありました。特に戸田村につきましては、田方、我々の方と合流するか、あるいは沼津へ行くかということで今年の年初あたりからいろいろ村内で議論があったようでございますが、選挙の結果では皆さんご存知のとおりでございまして、こういうことを申しあげるのはやや語弊があるかと思いますが、当分戸田村のことについては考えなくてよろしいということでございますので、この４町がですね、一丸となって、平成１６年３月３１日は、ばっちり伊豆市になれるように、皆さん方のお力添えをお願いしたいと思います。

簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○山本事務局長

ありがとうございました。続きまして、議題に入ります。議事につきましては会則によりまして、会長が議長となる、となっております。大城会長お願いします。

○大城議長

はい、それでは、協議会規約第１０条第２項により会長が議長となる、となっておりますので、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。議事が円滑に進行いたしますよう、皆様方のご

協力をお願いいたします。
それでは、早速会議に入ります。お手元の次第に従って議事を進めさせていただきます。
３の議題、（１）報告事項でございます。報告第１５号「新市建設計画等策定小委員会の会議結果について」、小委員会の報告を伺います。これは、去る４月１６日に行われました新市建設計画等策定小委員会の会議結果について、土屋英隆委員長に報告をお願いいたします。委員長、お願いします。
○土屋英隆小委員会委員長
それでは、新市建設計画等策定小委員会の会議結果についてご報告いたします。資料の 2 頁をご覧いただきたいと思います。
第 6 回新市建設計画等策定小委員会が平成１５年４月１６日、修善寺町生きいきプラザ会議室にて行われました。
議題１といたしまして、「新市建設計画（案）について」、新市建設計画（案）の具体的内容について前回に引き続き検討いたしました。人口の見通し、具体的施策について委員の意見を踏まえ、修正を加えたものを事務局でまとめ、次回再度検討することといたしました。
その他といたしまして、次回小委員会を５月７日午前１０時から修善寺町総合会館会議室で開催することとし閉会いたしました。
以上ご報告いたします。
○大城議長
ありがとうございました。ただいま、報告第１５号「新市建設計画等策定小委員会の会議結果について」土屋英隆委員長より報告がございました。報告事項ですが、報告の中で不明な点等がございましたら、挙手をもってお願いいたします。
特にございませんか。特にないようですので、報告第１５号「新市建設計画等策定小委員会の会議結果について」は、ご承認いただけたものとして、報告済みとさせていただきます。
続きまして、（２）協議事項に移らせていただきます。協議第 16 号「町名・字名の取扱い」を議題といたします。協議第１６号「町名・字名の取扱い」については、２月１９日、第３回の資料でございます。それから、前回の４月１６日、修正案２案が提出され、採決となりましたが、いずれも出席者の３分の２に達しなかったため、引き続き、継続審議となりました。本件につきましていかが取り扱うべきか、皆様方のご意見を承ります。ご意見のある方、挙手をもってお願いいたします。ご意見ございませんか。
特になければ、議長案を発表させていただきたいと思います。会長として、前回の結果を踏まえて、幹事会に本件の議案について再検討を要請いたしました。その結果、前２案を取り下げて、新たに修正案を提出したらいかがかという意見がございました。前２案を取り下げ、新たに修正案を提出することにご異議ございませんか。
○委員
異議なし。
○大城議長
異議なしと認め、ただいまより、「町名・字名の取扱い」についての修正案を配布いたします。事務局、修正案を配布してください。
―　修正案配布　―

お手元に修正案が届きましたでしょうか。届かない方、おいでになりますか。よろしゅうございますか。それでは、協議第１６号修正「町名・字名の取扱い」について、事務局より説明をお願いします。

○山本事務局長

はい、新たな資料の追加となります。協議第１６号修正「町名・字名の取扱いについて」下記のとおり提案します。平成１５年５月７日提出、会名は省略をさせていただきます。「町名・字名の取扱いについて、４町の字の区域は従前のとおりとし、字の名称については、合併前において現町で調整する。」

調整の内容でございますが、このまま４町で合併協議がまとまりますと、県へ合併の申請をいたします。予定ですと、今年の１２月の県議会で合併の議決になると思われます。その後、字の名称の変更につきまして、該当する町で議決をしていただくと。ただし、字の区域につきましては従前のとおり、変えないでいただきたいと、こういうものでございます。以上で説明を終わります。

○大城議長

ただいま、協議第１６号「町名・字名の取扱い」についての修正案が説明されました。本件について、ご質問、ご意見を受けます。ご質問、ご意見はございますか。

○委員

異議なし。

○大城議長

「異議なし」との声がありましたが、よろしゅうございますか。それでは協議第 16 号「町名・字名の取扱い」については、修正案のとおり「４町の字の区域は従前のとおりとし、字の名称については、合併前において現町で調整する。」とすることに決定いたしました。

引き続き、協議第３１号「財産、債務の取扱いについて」を議題といたします。これは、前回お配りした資料の９頁でございます。協議第３１号「財産、債務の取扱いについて」の説明は４月１６日に行われておりますので、省略させていただきます。本件について、ご質問、ご意見を受けます。ご質問、ご意見はございませんか。はい、石和委員。

○石和信一委員

中伊豆の石和ですが、ちょっとお伺いします。１４頁ですが、財団法人修善寺町振興公社出資金１億８００万円というのがございます。それと、１６頁の天城湯ケ島町の伊豆船原ゴルフクラブ２５００万円、㈱ライブピア天城７０５０万円というのがありますが、これはそれぞれ大きな資産をお持ちだろうと思うのですが、この出資の割合とか、あるいは町のそれぞれの法人に対するいわゆる支配関係というのはどんな形になっているのか、お伺いしたいし、もし今日ではなくても結構ですが、それぞれの法人の資産関係についてご報告いただければありがたいと思います。

○大城議長

はい、ただいま、中伊豆の石和委員より、１４頁、修善寺町の財団法人修善寺町振興公社出資金について、それから１６頁の、伊豆船原ゴルフクラブ、株式会社ライブピア天城についての出資関係、あるいは、後で資料があったらほしいというご意見がありました。これについて、事務局、今わかる範囲で答えてください。

○山本事務局長
　はい、お答えいたします。１４頁の修善寺町振興公社の出資金１億８００万円でございますが、１億円はふるさと創生事業で町に交付されました、その１億円です。それから８００万円につきましては寄付金となります。個人からの寄付ということになります。
　それから１６頁でございますが、いずれもご質問の会社は第３セクターになってございます。有価証券の保有でございますが、ご質問のさらに詳細につきましては、天城湯ケ島町の助役にお答えいただきます。
○渡辺修宏天城湯ケ島町助役
　お答えいたします。今ご説明がございましたように、二つとも第３セクターを組みましてですね、株式を保有しているというものでございます。
　伊豆船原ゴルフクラブにつきましては、約３分の１でございます。建設当時はこの倍あったわけでございますが、途中で返済をいたしまして、あと半分残っているということでございます。
　ライブピア天城の方も第３セクターでございまして、こちらの方は１億４０００万円の会社でございますが、町の株が７０５０万円、約５１パーセントを町が保有しているということでございます。これにつきましてはですね、現在、町の方で協議をしておりまして、合併時までには何らかの調整をして合併をしたいということで、今調整に入っております。
○大城議長
　石和委員、よろしゅうございますか。
○石和信一委員
　だいたいわかりましたが、天城が７０５０万円とか２５００万円とか、修善寺の場合１億８００万円とか、これはその会社の内容がわからないんですが、最初に出資したときの価格だというけれども、事実、実際上のいわゆる証券市場に出ていないから出したとおりの金額だろうと思うんですが、その後の経営内容その他によってですね、それだけの価値がおありですかということを本当は尋ねたいわけですけれども、それにつきましてはですね、それぞれの法人の決算内容についてあとで教えていただければ、今回は良いと思います。
○大城議長
　今ご要求のあった資料につきましては後日、報告させていただきます。
○渡辺修宏天城湯ケ島町助役
　二つの第３セクターも６月に株主総会が行われます。この決算結果につきまして皆様に文書で報告したいと思います。
○山本事務局長
　振興公社につきましては同じように決算書がでますので、それでお答えということにさせていただきたいと思います。
○大城議長
　ほかにご質問、ご意見はございませんか。よろしゅうございますか。はい、土屋委員。
○土屋英隆委員
　中伊豆の土屋ですが、財産の関係を伺いたいと思いますが、２９頁の一部事務組合の財産・債務という形で載っておりますが、財産・債務についてはすべて新市に引き継ぐという前提のもとでお伺いしたいわけですが、この一部事務組合の関係で、例えば、土肥町戸田村衛生施設組合の

関係で、土地と建物を持っていると、また基金が５１００万ほど、あるいは地方債が８億３２００万ですか、それぞれ計上されておりますが、例えばこれは戸田村との関連はどういう形になっているのかお伺いしたいです。
○大城議長
　土肥町と戸田村の衛生施設組合について、どのような関係になっているかというご質問ですね。事務局、説明してください。
○山本事務局長
　それでは、土肥の総務課長がお答えいたします。
○福室恵治土肥町総務課長
　土肥の総務課長でございます。この財産を取得するにあたりましては、およそでございますが、４０％・６０％の割合をもちましてこれを取得していると。戸田村が４０％、土肥町が６０％で取得をしていると。この４０％・６０％は端数がありますので詳細には覚えておりませんが、おおまかにはそのようなことで取得をしていると、このような現状でございます。
○大城議長
　よろしゅうございますか。土屋委員。
○土屋英隆委員
　今の話でいきますと、全体の金額を４分６分に分けて、これは土肥町の分だという解釈で良いわけですね。
○福室恵治土肥町総務課長
　それで良いと思っております。よろしくお願いします。
○大城議長
　よろしゅうございますか。ほかに。ご質問、ご意見がないようですので。
○福室恵治土肥町総務課長
　引き継ぐ金額については４分６分で調整するということで今答えさせていただきましたけれども、ここに書いてありますのは組合の項目として書いてございますので、合計を書いてあります。
○大城議長
　ほかに、ご意見、ご質問はございませんか。ないようでしたら、本件についてご承認、採決を採りたいと思いますが、いかがいたしましょう。
○委員
　異議なし。
○大城議長
　「異議なし」と。協議第３１号「財産・債務の取扱いについて」原案どおりご承認いただける方の挙手を求めます。（挙手）ありがとうございます。挙手多数、従って協議第３１号「財産・債務の取扱いについて」は原案のとおりご承認いただけたものとさせていただきます。
　引き続きまして、協議第３２号「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて」を議題とします。説明は、４月１６日に行われておりますので省略いたします。本件についてご質問、ご意見を受けます。ご質問、ご意見はございますか。はい、小森委員。
○小森健治委員
　小森です。たまたま僕も前回まで農業委員の会長をやっていたということで、いろいろ今度の

会長さんにもお話を伺ったわけですけれど、簡単にはいかないような感じがするわけです。
まず、第１点に質問するのは、平成１７年２月末日までの特例在任任期と、委員を２０人に絞り込むということをなぜそのようにしたのかを、まずお聞かせ願いたいと思います。
○大城議長
農業委員の任期と人数についてのご質問です。事務局、答えてください。
○山本事務局長
まず任期でございますが、特例を使いますと最高１年となっており、３月ですと年度末を迎えます。そうすると４月が選挙になるわけですけれども、新市が発足してすぐ選挙をしなければいけないということで、できればその前にした方がよろしいのではないかと、そういうことを伺ってございます。
それから２０人ということでございますが、これにつきましては、農地部会というものがございまして、２１人を超える場合には農地部会を置かなければならないということになっております。そうしますと２０人ですと置かなくてもできると。本来は農地部会を置きましてやられた方がよろしいのかも知れませんけれども、充分活動ができるのではないかということで、１番上限の２０人に設定されたと思われます。
○大城議長
はい、小森委員。
○小森健治委員
まず１点の、新市が始まってすぐじゃないですよね、平成１７年だから。「平成１７年２月末日まで引き続き」だから、新市ができてすぐではないでしょう。
○山本事務局長
たいへん失礼をいたしました。ちょっと勘違いをいたしました。
○小森健治委員
あとですね、この間から、いろいろな農業委員の、修善寺の会長さんとか、天城湯ケ島町の会長さんともお話を伺ったわけですけれど、次の頁に、２０人に絞るには、選挙委員の皆様４９人ですか、全員が揃って投票による互選ということになっているはずですが、２０人に絞るにはどのような形で、特に農業委員というのは地区地区にいろいろな形で、湯ケ島の人が土肥に行ってもわからないし、選挙割をしなければちょっと難しいかなと思うのですけれど、そのときにですね、どのような割り方で２０人を絞り込むか、それを伺いたいと思います。
僕は、農地部会というのは確か農地法の４条、３条とか許可を与える部会ですけれど、その他にですね、農業委員会の一番大きな仕事は、やはり担い手作りの推進とか、そういうものが大きな農業委員の仕事になると思っております。だから農地部会を作らなければならないから 20 人に絞れということはちょっと考えが甘いように思います。せっかく新しい農業委員会が市でできたら、やはり後継者を作る、担い手作りの部会とか、いろいろなものができた方がこれから将来のためにいいじゃないかと思います。だから、20 人に絞るということは非常に難しいなと思います。
それで、農業委員の方たちと相談をされましたか。
○大城議長
２０人の選び方、２０人に絞るのは難しいというご意見、農業委員に相談されたかという、それからどういう選出の方法をとるのかというご質問でございます。事務局、答えてください。

○山本事務局長
　はい、先ほど２０人と申しあげました、３８頁をご覧いただきたいと思いますが、そこに「４、選挙委員の定数について」ということがございます。この③でございますけれど、最高２０人以下ということになります。
　それから、どういう選び方をするのかというご質問ですが、これは先ほど委員さん、投票でとおっしゃられたかと思うんですが、単なる互選ということに法律の方はなっておるかと思いますが、そうしますと農業委員さんの互選ということになりますので、農業委員さんで話し合っていただくと、こういうことになろうかと思います。
　農業委員さんと相談されたかということでございますが、分科会をしている中で、やはり農業委員さんと相談しましょうということで、何回か農業委員さんとこれらのことにつきまして相談をして、このような調整の内容になっていると聞いております。
○小森健治委員
　はい。実はですね、僕が各農業委員の会長さんのお話を聞きますとですね、人数の割合がなかなか皆さん決まらないで大もめしていると、中には互選はよそう、やりたくないなんていう人もいると、そういうことで、今日ここでひとつ、農地面積でやるのか、農家戸数でやるのか、そういう形で２０人を割るのか、そういうことをしっかりと協議会の皆様にお願いして決めていただかないと、農業委員会の皆様もまとまりがつかないよというのが実際の僕の聞いた話です。そのあたりをはっきりとですね、農家戸数で割り振りをするのか、その点をはっきりと一応ここで決めていただきたいというのが、私の頼まれてきた、頼まれてきたというか皆さんのご要望の趣旨でございます。いかがでしょうか。
○大城議長
　農業委員の互選ということですが、互選で農業委員としてやるとなかなか決まらないので、農家戸数の割合で決めるのか、農地面積の割合で決めるのか、そのほかの方法で決めるのか、決め方の基準を決めていただきたいというご意見でございました。事務局。
○山本事務局長
　はい、なかなか２０人を選ぶのは難しいので、その根拠をですね、ここで決めていただきたいという委員さんの発言要旨かと思いますが、そのことについては農業委員さんの方にも全体的に諮ってございませんし、４町の農業委員さんの協議でですね、なんとか、委員さんでございますので、２０人をお選びいただけるのではないかなと考えるわけですが、いけないでしょうか。
○小森健治委員
　それはね、僕が頼まれてきた一番大きな問題ですけれどね、そう簡単にはね、２０人を割るということは、土肥さんが何人よこせとか、この間は物別れで決まっていないという話ですけれどね、それをなんとか、農家戸数割で割ると、それならそれではっきりいくわけだし、なかには、それよりは人数を多くして、２０人に偏らないで、ほかの部会を作ってもやってくれた方がありがたいというのが農業委員さん皆様のご意見のように僕は受け取りましたけれども。
○大城議長
　農業委員の決め方について再度小森委員からご意見がございました。
○小森健治委員
　すみません、もう１回、こういうときには参考人というんですか、そういう人を呼んでご意見

を聞くということができるようになっていましたね。ここへ来て、ご意見を聞かなくてもですね、一応もう１回農業委員会の方へお願いしてですね、こういう雰囲気だけど、ひとつ決めてくれないかということをやって、それからでないと、ちょっと今日ここでというのは、私は１回延ばしていただきたいような気がいたします。

○大城議長

ただいま小森委員から、もう１回農業委員に投げかけて、そして決めていただきたいというご意見でございました。ここで決めるか、次回まで延ばすかということでございます。いかが取りはからいましょうか。はい、塩谷委員。

○塩谷恭利委員

中伊豆の塩谷でございます。先ほどの小森委員さんのおっしゃることもごもっともだと思います、非常に難しい問題だろうと思います、まだ農業委員さん全部にこちらの方からどうだということを投げかけていないと理解いたしました。そういうことで、ここは１回見送ってですね、農業委員会さんにおまかせして、その中で決めていただくのがよろしいのではないかと思いますが、いかがでございますか。

○大城議長

ただいま、中伊豆の塩谷委員から、１回農業委員に投げかけて、そこで決めていただく方がいいのではないかというご意見でございます。ただいまの小森委員、塩谷委員のご意見につきまして、ほかにご意見ありますか。

○山本事務局長

ご意見の内容はよくわかりました。ただ、これも農業委員さんと相談をしての結果ですので、できますれば、原案は原案で確認をいただいて、その結果を、協議会のご意見を農業委員さんにお返しをして、そして農業委員さんでなんとか決めていただいて、それを協議会に後日、次の回になるか、その次の回になるかわかりませんが、しかし必ずご報告をさせていただくと、こういうことでいただけるとたいへんありがたいのですけれど。

○小森健治委員

それがなかなか決まらないから、それならこういう意見が出たからということで、幹事会で、農家戸数とかそういうもので原案を作っていただいて、それを農業委員会の方にかけてやらないと、決めてくださいと言われてもできないと言ってるんですよね。なぜかというと、２０人に割るのに高低差があるもので、絶対にうちの町は４人くれとか５人くれとか言っている時点で、なかなか問題が難しいということになっているんですから、幹事会あたりで「農家戸数でこれぐらいの割合になるけれど、どうですか皆様」というように農業委員会の方に諮ってもらって、それで決めるならいいんですけれどね、ただ農業委員会に決めてというのはとても失礼だし、まずいと思いますよ。

○大城議長

はい、鈴木委員。

○鈴木・一委員

土肥の鈴木です。私も農業委員会の会長を務めさせてもらっておりますけれども、この問題につきましては、たいへん人数の割り振りで困っておりますのは事実ですけれども、幹事会の方で人数を２０人なら２０人と決めていただければ、農業委員会の方で割り振りの方はまた考えるこ

とができるのではないかと、私はこのように思っております。以上です。
○大城議長
はい、飯田委員。
○飯田正志委員
土肥の方の意見を聞きますとですね、２０人ということならば委員会で決まるということですね。これは法律でですね、２０人と決まっているわけですね、違いますか。この定数は決まっているんでしょう。
○大城議長
ちょっと待ってください。今の質問について事務局から答えさせます。
○山本事務局長
はい、先ほど２０人ということですが、特例を使ってございますので、本来ですと農業委員さんが４町合わせて現在４９人いらっしゃいます。ですから、４９人をそのまま１年を超えない範囲で在任ができるわけでございますね。しかしながら、そのまま４９人を在任しているという考えではなくて、２０人まで互選によって減らしましょうと、こういう内容になっているわけです。
○大城議長
よろしゅうございますか。
○飯田正志委員
わかりました。
○大城議長
この協議第３２号でございますが、「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて」で、これについてはいかがでしょうか。あとの決め方についてはですね、農業委員会と幹事会等で、戸数割にするか、面積割にするか、そのほかの方法があるのか協議していただくとして、この議案についてはいかがでございましょうか。
○委員
異議なし。
○大城議長
「異議なし」との声がありましたが、よろしゅうございますか。それでは、協議第３２号「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて」は、原案のとおりご承認いただけたものとさせていただきます。ただし、この２０人の割り振りの方法については、別途農業委員さんと幹事会で協議、決めていただくことといたします。
それでは、次の（３）新規提案事項に入ります。協議第３４号「修善寺町外３町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程の一部を改正する規程について」を議題とします。説明を、事務局お願いします。
○山本事務局長
はい、３頁になります。協議第３４号「修善寺町外３町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程の一部を改正する規程について」下記のとおり提案します。日付と会名は省略させていただきます。「修善寺町外３町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程の一部を改正する規程について、別紙のとおり提案します。」
４頁になりますが、そこに変えるところの規程を記載してございます。そこは省略をさせてい

ただきまして、５頁に入らせていただきますと、新旧対照表というのがございます。左側が改正前、右側が改正後となります。改正前では第５条とありますけれども、この５条を６条といたしまして、５条に新たに適用範囲として、新たに５条を加えると、こういう形になっております。

趣旨につきましては、従前の規程より、報酬・費用弁償の支給対象を広げるということになります。専門部会とか分科会にもいろいろな方をお呼びする場合がございまして、その場合にも対応を考えていきたいと、機関を設置した場合にも対応を考えて報酬、費用弁償をお支払していきたいと、こういう考えで改正をするものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○大城議長

協議第３４号「修善寺町外３町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程の一部を改正する規程について」の説明がありました。本件についてご質問、ご意見を受けますが、本件については本日確認とさせていただきたいと存じます。ご質問、ご意見はございませんか。

○委員

異議なし。

○大城議長

「異議なし」の声がありました。ご異議はございませんか。それでは、協議第３４号「修善寺町外３町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程の一部を改正する規程について」は、原案のとおり承認いただけたものとしてよろしいですか。はい、後藤委員。

○後藤和英委員。

適用範囲のところで、前３条の規定は、支給することができるということになりますよね、こういうことでいきますと、例えば「前３条の規定は認めるものに対し適用する」とか、そういうような文言になるのではないですか。適用範囲のところです。前３条の規定に定める、例えば「なになには支給することができる」ということにするのか、ここの「前３条の規定は適用する」とするのか。改正後のところですね。

○大城議長

ご主旨はわかりました。規定することができるということはどちらもできるわけですね。

ただいま、後藤委員から文言についてのご意見がございました。ちょっと調査をしますので、ここで、５分間休憩といたします。

（休憩）

○大城議長

委員さん、それぞれ席にお着きになったようですので、休憩を閉じ、会議を再開いたします。それでは、ただいまの文言についての回答を事務局お願いします。

○山本事務局長

はい、委員さんのご指摘のとおりでございました。従いまして、ここで訂正をさせていただきたいと思います。

まず４頁でございますが、「（適用範囲）第５条」とございます。そこの２行目、「認める者に対し、支給することができる。」とございますが、ここを「支給することができる。」を抹消していただきまして、「適用する。」を加えていただきたいと思います。

同じように５頁になりますが、改正後というところがございます。改正後の同じ箇所ですが、傍線を引いてあるところ、最後の部分になります。「支給することができる。」を「適用する。」と、

このように訂正をお願いしたいと思います。失礼いたしました。
〇大城議長
ただいま事務局より文言の訂正が発表されました。協議第３４号につきまして、その他ご意見、ご質問ございませんか。
〇委員
異議なし。
〇大城議長
「異議なし」という声がございました。協議第３４号「修善寺町外3町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程の一部を改正する規程について」はここで一部修正いたしました案のとおりご承認いただけたものとさせていただきます。
続きまして、協議第３５号「各種事務事業の取扱い（上下水道事業）について」を議題といたします。説明を、事務局お願いいたします。
〇山本事務局長
はい、７頁になります。協議第３５号「各種事務事業の取扱い（上下水道事業）について」下記のとおり提案します。日付と会名は省略させていただきます。各種事務事業の取扱い（上下水道事業）について、ここでは、１、２と分かれておりまして、１が水道事業、それから真ん中よりやや上から２下水道事業について書いてございます。まず、１の水道事業から申しあげます。
１　水道事業
（１）事業認可については、現行のとおりとし、合併後、速やかに変更認可申請を行う。
（２）使用料及び新規加入金等については、現行のとおりとし、早急に新市の水道審議会において審議する。なお、水道使用料の納期は、合併時に隔月とする。
（３）水道関係手数料については、合併時に天城湯ケ島町の例により統一する。
（４）簡易水道事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
２　下水道事業
（１）現在の認可区域の事業については、現行のとおりとし、合併後、速やかに変更認可申請を行う。
（２）使用料及び受益者負担金については、合併時は現行のとおりとし、合併後、早急に新市の下水道審議会において審議する。なお、使用料の納期は、合併時に隔月とする。
（３）指定工事店関係手数料については、現行のとおりとする。
（４）接続資金に係る利子補給事業については、合併時に修善寺町の例により統一する。また中伊豆町の接続資金貸付事業については、合併後５年間は現行のとおりとする。
（５）接続に係る補助事業については、合併時に修善寺町の例により統一する。ただし、天城湯ケ島町の補助事業については、合併後5年間は現行のとおりとする。
（６）合併処理浄化槽設置整備補助事業については、合併時に天城湯ケ島町の例により統一する。
次の頁をおめくりください。８頁になります。ここからが水道事業について記載がございます。左側の方に項目が、それから右側の方に４町の現況が載っております。
８頁ですが、それぞれ基本料金、超過料金、それから９頁にまいりましてメーターの使用料、それから新規加入金がございます。それから次の頁の１０頁ですが、その他料金、その他分担金、

納期とございます。次の頁、１１頁ですけれども、手数料、それから簡易水道、それから１２頁にまいりまして使用料金の比較表、これが水道管の口径が１３㎜、家庭用ですけれども、これを２ヶ月間使用した場合の使用料が載ってございます。少し差がございます。

それから１３頁にいきまして、ここから下水道事業の調整に入ります。下水道の認可区域ですけれどもこのような形になっております。公共下水道、それから、特環といわれている特定環境保全公共下水道事業、それから農業集落排水処理事業と、このようになっております。次の頁にまいりまして１４頁ですが、これは平成１４年４月１日現在ですけれども、下水道の使用料が載ってございます。それぞれ区分に分かれて載っております。それから１５頁ですが、ここに使用料の比較表がございます。２ヶ月あたりの消費税込みの料金が掲載をされてございます。やはり料金の差がございます。それから１６頁になりますが、受益者負担金として一般世帯、その他ということになります。それから１７頁に、手数料、それから下水道を接続する場合の資金の利子補給制度、貸付制度がございます。それから１８頁でございますけれども、個人宅内の汚水ポンプ設置補助等というものがございます。それから１９頁にまいりまして、合併処理浄化槽設置整備事業補助金というものがございます。以上でございます。以上で説明を終わります。

○大城議長

ただいま協議第３５号「各種事務事業の取扱い（上下水道事業）について」の説明がありました。本件につきましては次回の５月２１日確認とさせていただきたいと思いますが、本件についてのご質問、ご意見を受けます。ご質問、ご意見はございませんか。

特にないようでしたら、ご質問、ご意見はいったん中止し、協議第３５号「各種事務事業の取扱い（上下水道事業）について」は次回５月２１日確認とさせていただきます。

引き続きまして、協議第３６号「各種事務事業の取扱い（学校教育事業）について」を議題といたします。説明を事務局お願いいたします。

○山本事務局長

はい、２１頁になります。協議第３６号「各種事務事業の取扱い（学校教育事業）について」別紙のとおり提案します。日付と会名は省略させていただきます。

各種事務事業の取扱い（学校教育事業）について、少し次の頁にわたりまして、調整の方針が長くなっておりますが、読み上げをさせていただきます。

（１）教育委員会会議については、合併時に統一する。

（２）施設整備計画の策定については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、計画の実施については地域の実情を考慮し、優先順位をつける。ただし、地震対策を最優先とする。

（３）教育財産の目的外使用については、合併時に統一する。なお、学校プールの貸し出しはしないこととする。

（４）学校給食の実施については、地域の実情を考慮し、新市において調整する。給食センター運営委員会を新市において設置する。給食費は新市において統一する。

（５）学校の設置及び廃止については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、少子化に伴う学校の統廃合や、幼保一元化、通学区域の弾力化等の問題は新市において検討する。

（６）教具その他設備の整備については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

（７）奨学金支給事業及び高校生の通学資金事業については、双方見直しを図り合併時に統一する。

（８）遠距離通学費補助（小学校及び中学校）については、合併後１年間は現行のとおりとし、新市において統一する。
（９）要保護・準要保護児童生徒の就学援助については、合併時に統一する。
（10）特殊教育就学奨励事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
（11）教職員研修参加費補助については、合併後１年以内に統一する。
（12）校外活動等補助（小学校）については、合併時に統一する。
（13）校外・部活動費等補助（中学校）については、それぞれの地理的要素を考慮し、合併時に統一する。
（14）就学指導委員会については、合併時に統一する。
（15）町費臨時教諭等措置事業（非常勤講師及び介助職員）については、合併時に統一する。
（16）心の教室相談事業については、合併時に統一する。
（17）教育相談員設置については、合併後１年以内に統一する。
（18）ＡＬ（Ｅ）Ｔ派遣事業については、現契約終了まで現行のまま継続し、合併後１年以内に統一する。
（19）学校医・学校薬剤師等の委嘱・報酬については、地域性を考慮し合併時に統一する。
（20）学校単独補助事業については、合併後、１年以内に統一する。
（21）就園援助については、合併時、修善寺町の例により統一する。
（22）教職員住宅については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
（23）幼稚園事業については、合併時に入園料は無料、授業料は一律５，０００円とし、給食費は統一する。なお、保育時間は新市において統一する。幼保一元化については、新市において検討する。
（24）学校保健会事業補助については、合併時に統一する。災害共済掛金の負担割合を新市が６割、保護者４割とする。

続きまして、２３頁になります。ここでは、教育委員会の会議といたしまして、各４町の状況が書かれてございます。これは合併時に会議については統一をするということになります。

それから、２の施設整備計画の策定ですが、これは平成１６年から２５年まで１０年間の計画となっております。それにつきましては、「現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、計画の実施については地域の実情を考慮し、優先順位をつける。ただし、地震対策を最優先とする。」と、このようになってございます。

それから２４頁ですが、４といたしまして、学校給食の実施とございます。調理方式が上に書いてございますが、ウェット方式、ドライ方式というのは床の状況を指すのだそうです。ウェットとは床が濡れている、ドライの方は乾いているという違いなのだそうです。給食費については若干違いがございます。

次の頁の２５頁でございますが、各学校の現状といたしまして、このような状況になっております。

それから２６頁になりますが、ここでは奨学金の支給事業といたしまして、土肥町さんだけが奨学金の支給事業がございます。このなかで高等専門学校というのはいわゆる高専のことを指します。

それから７の高校生等の通学資金の事業といたしまして、ここでは天城湯ケ島町さん、それか

ら中伊豆町さんがございます。
　それから２８頁になりますが、遠距離通学費補助といたしまして、２８と２９頁がございます。２８頁が小学校、それから２９頁については中学校と、このようになっておりまして、それぞれ補助対象、それから補助金の額に差が、算定の方法等に差がございます。いずれにいたしましても、一番下になりますが、経費の負担は町が１００％負担をしている事業になります。
　それから３０頁になりますが、ここでは、要保護・準要保護児童生徒の就学援助の状況が書かれております。３１頁には、それに係る国の援助に関する法律を記載してございます。それから３２頁もそれに続いております。就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律施行令というものが続いてございます。
　それから３３頁にまいりまして、特殊教育就学奨励事業というものについて記載してございます。概要が記載をされてございます。
　３４頁になりますと、法律がそこに記載をされております。それから３５頁になりまして、同じように法律の条文が続いております。
　それから３６頁にまいりまして、教職員の研修参加補助、これについての記載がございます。それから校外活動等の補助ということで、小学校、それから中学校が次頁、３７頁に記載がございます。それぞれ差がございます。
　それから３８頁にまいりまして、就学指導委員会を設置してございます。一番上の概要にどんなことをするのかということが書いてございます。それから、委員さんが書いてございます。
　それから３９頁にまいりまして、町費臨時教諭等措置事業といたしまして上の欄には常勤講師、主に図書館司書、それから学校教員補助についての記載、というように分かれております。それからその下には介助職員ということで、介助職員につきましては土肥町さんと中伊豆町さんが実施をしてございます。
　それから４０頁にまいりまして、心の教室相談員事業、それから教育相談員設置につきまして、このような対応になってございます。
　それから４１頁になりますが、ＡＬＴ、英語教育、英語の補助教員でしょうか、外国の方を招聘いたしまして、子供たちに英語を教える補助をする先生ということになります。
　１９といたしましては、学校医それから学校薬剤師の委嘱につきまして書かれております。それから４２頁になりますとその報酬について記載がありまして、一番下に参考例といたしましてこのような算定の方法がよかろうかというような例が載ってございます。
　４３頁になりますと学校の単独補助事業といたしまして、このような補助制度を設けております。それから４４頁ですが、就園援助がございます。これは修善寺町だけ実施しております。それから４５頁の教職員住宅について記載がございますが、土肥町と中伊豆町さんのみがございます。
　それから４６頁ですけれども、幼稚園事業といたしまして、幼稚園教育の内容が記載をされてございます。４７頁ですが、学校保健会事業といたしまして、このような経費を町でも負担をしているし、保護者の負担もございます。
　以上、大まかな説明でございましたが、説明を終わらせていただきます。
○大城議長
　はい、ただいま協議第３６号「各種事務事業の取扱い（学校教育事業）について」の説明があ

りました。やや膨大な資料でございます。本件につきましては５月２１日確認といたしますが、本件につきましてご質問、ご意見を受けます。ご質問、ご意見はございますか。はい、石和委員。
〇石和信一委員
　ピントがはずれたようなことを伺うようになりますけれどね、この３６号の学校教育事業、あるいは３５号にしましてもね、合併時までに調整するとか、合併後新市において調整するとあるのですけれど、合併時までというのは早い話が来年の３月までに全部調整すると、こういうことですね。この膨大な日程をどのようなことでこなして調整するのか、専門家が大勢揃っていらっしゃると思うんですけれども、今これを教育の関係だけ見ていても、とても頭の中では読みきれないようなほど量があるんですけれども、どんな方法でいつ頃までにおやりになるのか、ちょっとだけ、今お考えがあったら教えてもらいたいし、なければまた後でけっこうです。
〇大城議長
　ただいま、やや膨大な資料だと申しあげましたら、合併までに、あるいは合併後に調整ということになっているけれども、合併ということになるともう来年の３月までそんなに時間がないけれど、どうやってやるんですか、お考えがあったら聞かせてくれと、事務局、どんなスケジュールでやるか、どんな方法でやるか。
〇山本事務局長
　はい。合併時に統一する、合併までに統一をするというような表現をしてございますが、これをまとめるにあたりまして、分科会というものがございます。そして、次に分科会でいろいろと案をまとめますと専門部会というものに入ります。専門部会は各４町の、例えばこの学校教育ですと学校教育課長で相談をしていくということになるわけですけれど、いろいろと問題点等が、問題点と言いますか違いが分かって、新市になってなるべく統一をしなければいけないということになります。そうした場合には、こうした形で協議をお認めいただいて、そして新市が発足するまでに会議を重ねて詰めていきます。そしてその詰めた内容につきましては、前に申しあげたと思いますが、すでにここの協議会で確認をいただいたものにつきましは、随時報告をさせていただくことになります。それは、今は月に２回協議会を行っておるわけですけれども、協議が（全部）済みますとそれが１ヶ月に１回になりますか、ある程度まとまったらお出しして、２ヵ月に１回になりますか、ちょっとそのへんは分かりませんけれども、こうしたものについては、いずれここの協議会へ報告をさせていただくということを、以前もお話をしたかと思います。
〇石和信一委員
　それはそのとおりですけれどね、実際問題として、例えば水道の時にしてもね、水道料金などが違う、あるいは学校の問題にしてもいろいろとその各町によってやり方が違う、金額が違うんだから、そのすりあわせが難しかろうと私は思うわけでね、日程的にね、ものすごい精力をかけなければできないんじゃないかなと思って、ただ皆さんにたいへんご苦労様ですということを言いながらですね、申しあげているわけですけれどね。
〇大城議長
　たいへんご苦労様で、がんばってくれというご意見でございます。ご意見として承ります。他に何かございますか。
　それでは、いったんここでご質問、ご意見を中止いたしまして、協議第３６号「各種事務事業の取扱い（学校教育事業）について」は次回の５月２１日確認とさせていただきます。

続きまして、協議第３７号「各種事務事業の取扱い（交通関係事業）について」を議題といたします。説明を、事務局お願いいたします。

○山本事務局長

はい、４９頁になります。協議第３７号「各種事務事業の取扱い（交通関係事業）について」下記のとおり提案します。日付と会名は省略させていただきます。「各種事務事業の取扱い（交通関係事業）について、自主運行バス路線は、現行のとおり引き継ぐ。単独運行補助制度は、現行のとおり引き継ぎ、中伊豆町を基に２年以内に新市において補助基準を作成する。路線バス廃止対策については、合併時は現行のとおりとし、２年以内に新市において制度の見直しを行う。なお、新市においてバス路線対策協議会を設置し、新市交通確保計画を作成する。」という調整方針でございます。

次の頁にまいりまして、５０頁には自主運行バス路線、単独運行補助制度、それから５１頁にまいりまして、路線バス廃止対策、タクシー助成、それから路線バス廃止対策事業助成がございます。それから次の５２頁ですが、バス路線対策協議会が天城湯ケ島町と中伊豆町に設置されてございます。

それでは以上にて説明を終わらせていただきます。

○大城議長

ただいま協議第３７号「各種事務事業の取扱い（交通関係事業）について」の説明がありました。本件は５月２１日確認といたしますが、本件についてご質問、ご意見を受けます。ご質問、ご意見はございますか。

それではここで、ご質問、ご意見を中断いたしまして、協議第３７号「各種事務事業の取扱い（交通関係事業）について」は次回５月２１日確認とさせていただきます。

以上をもちまして、本日予定されました議事はすべて終了いたしました。長時間にわたりまして、慎重なご審議、円滑な議事進行にご協力いただきまして、誠にありがとうございます。これで議長を解任させていただきます。

○山本事務局長

ご苦労様でした。続きまして、（４）の「その他」に入らせていただきます。最後の頁になろうかと思います。５３頁ですが、「（４）その他、今後の日程の確認」をさせていただきます。（ア）と（イ）がございまして、次回の第９回の協議会でございますが、２週間後の５月２１日水曜日の午後１時３０分からとなります。場所はここになります。それから次の「なお書き」がございます。「なお、午前１０時から新市建設計画等小委員会の開催」とございますが、ここは抹消をしていただきたいと思います。ここは今日で一応審議を終わりになりましたので、次回はございません。「なお書き」以下は削除をしていただきたいと思います。

それから次の第１０回の協議会でございますけれども、６月４日水曜日、時間は同じく午後１時３０分から、場所はこちらの２階研修室、この場所になります。その他につきましては以上でございます。

それでは、以上をもちまして第８回修善寺町外３町合併協議会を閉会させていただきます。ありがとうございました。